

	<h2>区職員の懲戒処分について</h2>
と き	令和元年12月6日(金)発表
と こ ろ	練馬区役所(練馬区豊玉北6-12-1)
練馬区では、地方公務員法に基づき懲戒処分を行った。	

【公表内容】

1 セクシュアルハラスメント

処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容

総務部 係長 61歳 男性 減給1/20・2月

概要

当該職員は、令和元年7月25日、複数の係員と飲食店にて飲酒をしていた際、特定の係員に対し性的な発言をした。

本件行為により、発言を受けた係員ならびに同席していた他の係員を不快にさせるとともに、執務環境を害した。

このことは、地方公務員法第32条(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)第33条(信用失墜行為の禁止)に抵触するため、懲戒処分とした。

2 処分年月日

令和元年12月3日

【問い合わせ】練馬区 職員課 人事企画担当係 電話03-5984-1287